第二十八条第一項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百三十六条第一項（同法第百三十条第二項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。）で発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告について準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項」を「第百四条第三項、第百十二条第三項及び第百四十二条第三項」に改める。
第二十八条第二項第一号及び第三号	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十二条第一項の規定による報告については、管理関係貨客輸送事業者であって特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）	三　食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）第一条（交通政策審議会令の一部改正） **第五条**　交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。 第六条第一項の表交通体系分科会の項第二号中「第五十七条第三項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項」を「第百四条第三項、第百十二条第三項、第百二十六条第三項、第百二十八条第三項、第百三十三条第三項及び第百四十二条第三項」に改め、同表技術分科会の項第二号中「第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第七十九条第三項及び第八十一条第三項」を「第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第百四十六条第三項及び第百四十八条第三項」に改める。
第二十八条第二項第二号	当該報告に係る事項（当該事業所管大臣が所管する事業	同条第一項	第二十三条の表法第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十二条第一項の項中「に掲げる者、省エネルギー法第六十一条第二項に規定する特定荷主又は第五条第六号から第十一号まで」を「、第三号から第五号まで又は第十号から第十六号まで」に改める。 （財政制度等審議会令等の一部改正） **第四条**　次に掲げる政令の規定中「第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項」を「第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第百十二条第三項及び第百十六条第三項」に改める。 一　財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）第一条第二号及び第六条第一項の表たばこ事業等分科会の項第三号 二　国税審議会令（平成十二年政令第二百七十八号）第一条、第六条第一項の表酒類分科会の項第二号及び第八条第四項
第二十九条第二項及び第三十二条第四項	事業所管大臣が所管する事業	前条第一項	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十二条第一項の規定による報告については、管理関係貨客輸送事業者であって特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項として、これらの事項
	当該事業所管大臣	国土交通大臣	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十二条第一項の規定による報告

附　則

この政令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉
総務大臣　石田　真敏
財務大臣臨時代理　国務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣臨時代理　国務大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉

政令第三百三十号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十八条第一項及び第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条第一項中「身体障害者又は知的障害者の採用」を「対象障害者の採用」に改め、同項第二号中「身体障害者又は知的障害者」を「法第三十七条第二項に規定する対象障害者（同号において「対象障害者」という。）」に改め、同項第三号中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条第四項を削る。

第十二条中「（第四項を除く。）」を削り、「身体障害者又は知的障害者」とあるのは「法」を「法第三十七条第二項に規定する対象障害者（同号において「対象障害者」という。）」とあるのは「法」に、「身体障害者又は知的障害者」とあるのは「同項」を「対象障害者」とあるのは「同項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

条約

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のためのデンマーク王国との間の条約をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉